

指定廃棄物の最終処分場候補地の 選定手順等について

平成25年8月27日

第2回栃木県市町村長会議資料2-1に一部追加・修正



指定廃棄物の候補地選定手順の見直しについて(案)

- 最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針に基づき、市町村長会議において指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとした。
- 候補地の選定手順については、今後とも、市町村長会議の意見を踏まえて検討を行い、新しい選定手順を設定する。

これまでの選定手順等

- ① 県や市町村と意思疎通不足
→地元の意向が取り入れられていない。
- ② 16の異なる評価項目による総得点方式で総合的に評価
→土地利用や水源等の評価よりも施工のしやすさに係る評価が相対的に高くなる傾向
- ③ 進捗状況の途中段階での説明がなく、選定結果の事前説明なしに候補地を公表
→地元との対話環境が毀損
- ④ 風評被害策としては安全性の説明やモニタリング情報の公表を実施して対応
→市町村長会議において、さらに風評被害対策や地域振興策が強く求められた

新しい選定手順等

- ① 地域特性として配慮すべき事項を最大限尊重
市町村長会議で建設的に合意された地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重
- ② 検討項目について地域住民の安心の観点をより重視
・安心に関わる自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況からみて評価
・適性評価、総合点評価などの評価方法は、市町村長会議や有識者会議の議論を踏まえ検討
- ③ 候補地の提示方法は、地元の意向を十分に聴取した上で検討
- ④ 更なる風評被害対策については、地域の状況を踏まえ、関係省庁と連携して対応
- ⑤ 地域の要望を踏まえて、地域振興の内容について検討し、関係省庁と連携して対応

候補地選定の基本的考え方

1. 安全等の確保に関する事項

- 安全な処分に万全を期すため、自然災害のおそれがある地域を除外
- 施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

2. 地域特性に配慮すべき事項

- 市町村長会議において議論いただき、最終処分場の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項は、最大限尊重

3. 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定

- 自然度、生活空間との近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況からみて候補地として望ましい土地を選定

4. 詳細調査の実施

- 候補地においてボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施し、有識者会議で安全性について評価

5. 候補地の提示

- 詳細調査の評価結果を踏まえたうえで、市町村長会議において最終的な候補地を提示
- 候補地の提示方法については、地元の意向を十分に聴取して、市町村長会議において議論いただいたうえで検討

候補地選定手順案について(1)

(1) 選定手順・評価項目案・評価基準案の決定

有識者会議で了承いただいた選定手順案・評価項目案・評価基準案について、市町村長会議で議論いただき、国が責任を持って選定手順、評価項目、評価基準を決定したうえで、(2)以降の選定作業を開始

(2) 安全等が確保できる地域を抽出

- 地盤・地形に起因する自然災害が発生する危険性を考慮して、**安全な処分に万全を期すため避けるべき地域**については、最終処分場等の候補地とする地域から除外。
- 施設の存在そのものが、特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域については、最終処分場等の候補地とする地域から除外。

候補地選定手順案について(2)

(3) 地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を抽出

最終処分場等の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項として、

- 地域特有の自然災害の存在や貴重な自然環境等の存在
 - 地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件
- が市町村長会議で合意された場合、これらの地域特性を最大限尊重

(4) 必要面積を確保した土地の抽出 (資料3 (1)② P2参照)

- 利用可能な国有地を基本とするが、市町村長会議において、公有地や民有地が提案された場合には、当該土地も候補地の対象に含める
- 市町村長会議において、最終処分場等の候補地の対象として優先すべき地域の考え方について一定の理解が得られた場合は、これらの考え方を最大限尊重して候補地を選定
- そのうえで、候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形(敷地全体の平均的な傾斜が15%(=約9度)を目安)の土地を抽出。空中写真、現地確認等で土地を確認

候補地選定手順案について(3)

(5) 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定

- 評価項目(自然度、生活空間との近接状況、水源(水道、農業)との近接状況、指定廃棄物の保管状況)からみて、より望ましい土地を選定
- 評価方法は、適性評価方式と総合評価方式を組み合わせて最終的な候補地を選定(具体的な評価基準は、今後の議論を踏まえ検討)
- アクセス性や土地の権利関係は、補足的な評価事項
- 空中写真又は現地確認等で土地の評価を確認

(6) 詳細調査の実施、候補地の提示

- 最終的な候補地の提示に先立ち、ボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施
- 有識者会議による現地視察、詳細調査結果による安全性の評価
- 最終的な候補地の提示は環境省が実施
- 候補地の提示方法は、市町村長会議で議論いただき、検討
- 地域の状況を踏まえた風評被害対策、地域振興策

安全等の評価項目・評価基準の構成について

安全等の評価項目・評価基準は、(1)～(3)を評価項目として定めるとともに、評価基準として、これらに該当する地域は候補地から除外する

(1) 自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため避けるべき地域

候補地選定にあたり避けるべき地形・地盤に起因する自然災害を考慮

(2) 自然環境を特に保全すべき地域

施設の存在そのものが特に優れた自然環境の保全に及ぼす影響を考慮

(3) 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域

施設の存在そのものが歴史上または学術上価値の高い遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮

安全等の確保に関する事項

■基本的な考え方

- 前提として、適切な構造の施設を建設
- 安全な処分に万全を期すため、自然災害のおそれがある地域を除外
- 施設の存在そのものが、貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

■避けるべき地域

(1) 自然災害を考慮して避けるべき地域

地すべり、斜面崩壊、
土石流、洪水、雪崩、
地震(活断層及びその近傍)
津波、火山噴火、陥没

(2) 自然環境を特に保全すべき地域

自然公園特別地域、
自然環境保全地域特別保護地区
鳥獣保護区特別保護地区
など

(3) 史跡・名勝・天然記念物等の保護地域

史跡・名勝・天然記念物の
所在地

自然災害を考慮して安全な処分に万全を期すため避けるべき
地域の考え方について

- 候補地選定にあたり避けるべき地形・地盤に起因する自然災害
→ 気象災害や自然力で地形や地盤条件の地表面に作用する自然災害を対象



地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、
地震(活断層及びその近傍)、津波、火山噴火、陥没

- 液状化やどの地域でも発生する可能性のある自然災害(台風、竜巻、大雨、落雷等)
→ 構造物の設計・施工方法等により対策を講じること等で対応
- 既存の知見により安全等が確保できる地域を抽出

